

○辻泰弘君 民主党・新緑風会、辻泰弘でございます。

私にとりましては、本日は非常に感慨深い思いでございます。と申しますのは、この無年金障害の問題、今から二年八か月前になりましたでしょうか、平成十四年三月二十八日にこの厚生労働委員会で当時の坂口大臣に御質問させていただいて以来、この委員会あるいは他の委員会等でも御質問申し上げてきたところでございます。それが、不十分といえども、一応第一歩として結実するののかという意味での感慨深さと同時に、先ほど本会議におきましていわゆる年金担保融資の問題について、結果として貸金業法の規制法での措置ということになりまして、年金法での対応ではなかったわけですが、いずれにいたしましても、私も当時からの年金担保融資の問題も取り上げさせていただいて、今日は梶屋先生おいででございますけれども、当時、副大臣としてこちらで熱を込めて御答弁いただいたことを懐かしく思っておりますけれども、そのころから取り組まさせていただいたことが、片や成立し、今日委員会でも可決しようとしているという意味で、私にとっては非常にある意味では感慨深く思っておりますが。

しかし、そこで私が言いたいことは、いずれも議員立法で措置されたということについてでございます。いずれも、訴訟があって判決が出たり、いろんな今取組がある中でようやく議員立法で措置されたということ、このことが私は本当に根本的に厚生行政のあるべき姿としてどうなのかということでございます。そこまで行かないと動かない。政府提案にはならなかったわけですね。これは後でしたいと思うんですけれども、まずそのことについて提案者の方にお聞きしたいんです。

結局、厚生労働省が本来積極的に動いて政府提案でやるべきだったことを、私はいずれもそうだと思っています。貸金業の方は結果として財金に行くということはある得たと思いますが、もっと積極的に動くべきだったと思っていますけれども、いずれにしましても、この無年金障害の方も本来私は政府提案で取り組むべきだったと。後で言いたいと思いますけれども、障害者基本計画の中にも入っていたわけですし、前大臣も一生懸命取り組んでおられて私案まで出されたということがあったわけで、それらのことを踏まえると、なにゆえ政府が対応できなかったのか。厚生労働省ができなかったというのは、これは根本的に問われるべきことだと思うんです。そのことについて提案者、まず基本的なお考えをお伺いしたい。

○衆議院議員（鈴木俊一君） 提案者というよりも一人の政治家としてのお答えになるうかと思いますが、この無年金障害者の問題、これはもう辻先生も早い段階からこの委員会で御指摘をされていたということでございますけれども、かねてよりの長年の課題であったと思っております。私どももこういう問題意識を持っておりました。

一方におきまして、その年金制度の中でこれを、この措置をしていくかということをお考えますと、我が国の年金制度は拠出に応じてその給付を行うということが原則でございます。どのような枠組みで対応することができるかという大変大きな難しい問題があったと思います。厚生労働省においても恐らく同じ問題意識を持って、可能な限り実態把握というものをしながら種々検討したということだと思いますけれども、なかなか進展が見なかったというのが現実であると思っております。

そういう中において、坂口前厚生大臣が坂口私案というのをお出しになって、これは年金制度の枠内というよりも福祉的措置でやっという一定の方向が示された

という中で、私ども与党としても検討をさせていただき、今回の議員立法に至ったわけでありませう。

なかなか、行政という立場で今の年金制度の原則ということ踏まえながらやろうということがなかなかできなかったのではないかとと思いますが、私ども政治家という立場でこれを福祉的措置でやっていくという別の切り口から進めることができ、提案に至っているわけでございます。こうした役所の、何と申しますか、年金を原則に考える立場、政治家として柔軟的に福祉的にこれをとらまえていこうという立場の違いというものがあったのではないかと、そういうふうに思っております。

○辻泰弘君 年金で見ると福祉で見るとというのは、結局最後まで今日まで引きずったといえますか、議論があったわけで、今回のやつは福祉で見るということになっておるわけですが、民主党の当初の案は年金で見ると、こういうことだったわけでございます。

それはそれといたしまして、いずれにしてもそういう措置でやることになったわけで、政府自身が、厚生労働省自身がそういう対応もあり得たわけですから、私は本来、経緯から見れば、前国会における年金改革法案の提示に合わせてそのことについても政府提案で、閣法で対処されるべきだったと私は思っておりますし、そのことができなかつた厚生労働省の力量のなさというか、やはりその時代に応じた対応力のなさというか、後でちょっと聞こうと思っておりますけれども、いろんなことが根本的に問われるべきだと私は思っている、そのことを御指摘申し上げておきたいと思っております。

それで、このまますぐその中に入りたんですけども、今国会最後になる可能性がある質問、また今年も最後になるかもしれない、あと三か月ぐらい御質問をさせていただく機会がないかもしれませんので、当面することで重要課題が山積しているものから、申し訳ないんですけども、簡潔に結構ですから、ちょっとずつだけ御見解を教えてくださいたいと、このことを申し上げておきたいんです。

まず、この間、三位一体のことで生活保護のことがございました。生活保護のこのことについて、三位一体の見直しの政府・与党合意の中で、生活保護の補助率の見直しについては、地方団体関係者が参加する協議機関を設置して検討を行い、平成十七年秋までに結論を得て、平成十八年度から実施すると、こういうことが決められておまして、それに対して尾辻大臣は、そのとおりのことだと、十八年度から補助率を引き下げる方向でやるんだと、こういうことを記者会見でおっしゃっているんですけども、この政府・与党合意のことを踏まえてどう対応されるか、そのことについて簡単にお話してください。

○国務大臣（尾辻秀久君） 朝の記者会見でございましたので、大変短い時間でありました。したがって、舌足らずになっておるところがあるのかもしれませんが。

私としてはあくまでも政府・与党合意をそのまま御説明をしたつもりでございます。すなわち、生活保護費負担金及び児童扶養手当の補助率の見直しについては、地方団体関係者が参加する協議機関を設置して検討を行い、平成十七年秋までに結論を得て、平成十八年度から実施をする、このことを説明したつもりでございます。

○辻泰弘君 大事なところなんです。それで、記者会見のときに、今舌足らずとおっしゃったんですけども、私がこの記者会見の概要を見ますと、この協議機関ではその補助率引下げのことを見直しを行うんだと、だから引き下げはもう決めているんだと、そういうふうに取り得るような議事概要に、速記録というより記者会見の概要になっているわけなんです。だから、その部分がそうなのかどうか。すなわち、協議機関で下

げることも含めて協議するのか、もう下げることは決まっているけれども下げる割合を協議するのか、その部分をはっきりさしてください。

○国務大臣（尾辻秀久君） もうこのとおりでございまして、見直しについて協議機関をと、こういうこととございますから、その見直しの検討を行い、十八年度から実施すると、こういうこととございます。

○辻泰弘君 補助率引下げは決めているということでしょうか。

○国務大臣（尾辻秀久君） 見直しでございますから、これを正確に読む限りにおいて、補助率を下げることを決めておるといふことにもならないと私は考えます。あくまでも見直しだと、こういうふうと考えております。

○辻泰弘君 これは結論を得て実施するということとございますから、昔、野党の減税要求に、結論を得て実施するということ、結論が出なかったから実施しないということがございましたけれども、まあそれがいいわけじゃございませんけれども、私が言いたいのは、要は、結論を得るといふことがあって、すなわちその補助率の引下げだとか、要はそのこと全体、生活保護全体の在り方を議論することがまずあって、その後に引下げといふことが出てくるということとなければ、引下げといふのをアプリアリに、先に決めてしまつてはいけないといふこと、いけないといふか、そうあるべきじゃないといふことを申し上げておきたいと。

生活保護といふ、憲法に基づくセーフティーネットといふカナショナルミニマム、シビルミニマムの最たるものですから、そのことを安直に、厚生労働省といふ国民生活を一番大事に預かるべき立場の省が何か、いいですか、どんどんお安く分けますよといふ感じでどんどん切り分けていくような、そんな姿勢は是非ないようにしていただいて、生活保護の根本的な議論をまずやっていただく中で、結果として私どもと違ふことが出てくるのは、それはある程度許容しなきゃいけないかもしれませんが、そういう安い対応はどうかないようにしていただきたいと、このことを申し上げておきたいということとございます。

それから、幾つか、あつたことで恐縮なんですけど、ポイントだけちょっとお答えいただきたい。労働局のこととございます。労働局のこととでいろいろやりましたけれども、大臣がこうおっしゃったときとございました。要は、厚生労働省内の調査で大丈夫かと言つたときに、必ずきっちりうみを出しますと言つておりますから、部下を信じたい、万が一のときには信じた私が責任を取りますと、こうおっしゃいましたが、その決意に変わりはございませんね。

○国務大臣（尾辻秀久君） 二言はないつもりでおります。

○辻泰弘君 恐縮ですが、念のため、万が一といふのはどういうところをおっしゃっているんでしょう。

○国務大臣（尾辻秀久君） しっかり調査をするということとございましたから、その調査結果に誤りがあつたといふようなことで万が一と申したつもりであります。

○辻泰弘君 これで議論するあれはないですけれども、これは労働局じゃありませんけれども、監修料の件は、十月二十二日に出されたやつがもう十一月になつてそもそも違

っていたという答弁にもつながっているわけで、本当はそれに掛かってくるのかもしれませんが、またそれは後日に譲らせていただきますよう。

それで、兵庫労働局について、厚生労働省の調査を十二月に報告するという方針を示しておられましたけれども、その方針は変わってませんか。

○政府参考人（鈴木直和君） 兵庫労働局の不正経理の調査でございますが、先般、大臣から早ければ年内にもというお話があり、私どもにもそういった指示がございました。できるだけ年内にもという方向で現在調査をしておりますが、ただ、一方で兵庫県警による捜査がございます。その捜査の状況を踏まえつつ調査を行っているということがございますので、その捜査の進行状況によっては遅れるということもあるかと思いますが、いずれにしても早急にというふうに考えて、現在調査を進めております。

○辻泰弘君 さきの委員会で、全国の労働局、会計検査院も調査していただくという話になりましたけれども、その折にも私、官房長に申し上げて、各労働局のその資料が廃棄されないように指示を出せと、こういうふうに申し上げまして、そのことについてやるとおっしゃったんですけれども、その点、やっていただいたかどうか。

○政府参考人（鈴木直和君） 前回の御指摘を踏まえまして、来年度末までに不正経理に係る全労働局に対する会計実地検査、これが終了するまでは、現在保存されている会計関係書類につきまして、本来の保存年限を経過しても廃棄しないように指示を行ったところでございます。

○辻泰弘君 済みません、もう出したんですか、これから出すんですか。

○政府参考人（鈴木直和君） 既に出しております。

○辻泰弘君 次に、社保庁の問題で、昨日も議論になっていましたけれども、契約外業務百六億円支出ということがございました。これは議論するつもりもありませんけれども、これについて一つだけ。

会計法に反するかどうかは答えられないというのが報道で幾つも出ているわけです。その点について会計法に反するのかどうか、そのことだけお答えください。

○政府参考人（青柳親房君） 今般、契約外の業務というふうに報道された業務でございますが、これは社会保険のオンラインシステムの運用上当然必要な業務ということで契約に含まれておるというふうに考えております。したがって、契約外業務ではないという意味で、会計法には抵触をしないというふうに私ども考えておるところでございます。

○辻泰弘君 それからもう一つ、監修料のことでこの間報道が出て、経理課が集めて分配していたと、組織的に管理していたというふうな報道があって、それについて調べるということだったんですけれども、これはしっかり調べていただいているんでしょうね。

○政府参考人（青柳親房君） 監修料の実態に関しまして先般調査結果を公表いたしました。その後、今お尋ねがございましたように、新聞報道で、社会保険庁の監修料の取扱いについては、発表した調査結果にはなかった具体的かつ詳細な事実が報道されたということがございました。これを受けて追加的な調査を現在実施しております。

どのような調査を実施しているかについて若干触れさせていただきますと、具体的に歴代の経理課の予算の担当職員あるいは各課の庶務担当職員、こういった方々に対して聞き取り作業を行いながら事実関係の解明というのを進めておるところでございます。先般の調査で十分に解明ができなかった事実に関することでもございますので、関係職員の発言を相互に言わば突き合わせをいたしまして作業を進めておるといのが現在の進行状況でございます。

○辻泰弘君 これは、先ほど言いましたけれども、十月二十二日に、これは予算委員会だったと思いますけれども、尾辻大臣が、今週中、あるいは今週中に間に合わなかったら来週初めには、私どもが調べた全容はすべてお出しいたします、そして御批判を仰ぎたいと、このようにおっしゃったところから出発して、二十二日にその報告が出て、それでほどなくその報道があつて、それで、今もおっしゃいましたけれども、例えば次官も、我々の調査結果とは相当異なる内容が出ています。あるいは、この間の御答弁の中でも、「さきの調査において十分な解明ができなかったこういう状況に関するもの」と、こういう御指摘、そしてまた今の御指摘もそういうことだったわけですが、十月二十日におっしゃって二十二日に出された、それがもう既に不十分だったということが一か月もたたないうちに出てきていると。

このことは、先ほどおっしゃった方が一にも近いような話になっていると思うんですけども、大臣、どうですか、この状況をどうごらんになっていますか。

○国務大臣（尾辻秀久君） 出すべきうみは全部出しますと申し上げました。そして、調査済んだ分を今次々に公表をさせていただいておるものであります。したがって、今の御質問でお答えいたしますと、調査済んだものを御報告を申し上げたものでありますから、決して調査が、不十分であったかもしれませんが、それはまだ途中経過でありますので、異なっていたとは私は今の段階では理解いたしておりません。

○辻泰弘君 いや、それは異なっていたんじゃないですか。その内容が大きく異なっているということ、例えば次官の定例記者会見、十一月十一日に事務次官がおっしゃっているのは、要は、十月二十二日発表のやつと報道されて今調査していらっしゃることを比較されて、我々の調査結果とは相当異なる内容だと、こういうふうにおっしゃっていますし、私はそう思いますけれども、そう思っていらっしゃらないんですか。

○政府参考人（青柳親房君） 報道された内容が私どもの公表した調査結果とずれているのではないかというのはそのとおりでろうと思いますので、それが実際に事実であるかどうかということ、先ほど申し上げたように、私ども現在調査を、聞き取りをする、突き合わせをするということ、やらせていただいているというのが現在の進捗状況でございますので、その結果を見るまでは、実際に、その調査の結果と報道で言われたものが、まず事実関係であるかどうかということのまだ確認ができておらないというふうに御理解を賜ればというふうに思います。

○辻泰弘君 しかし、この間の十六日の政府の御答弁では、さきの調査において十分解明ができなかったこういう状況に関するものということで、解明できなかったということ、認めていらっしゃるわけです。

私、このことでここで時間使うつもりはないんですけども、しかし、はっきり言ひまして、労働局の調査もそうですしこれの調査もそうですけれども、厚生労働省の調査というのは非常に、どんどんどんどん新しいのが出てくるということで、本当にしっか

りやっているのかというような疑問を呈さざるを得ない状況にあるわけです。ですから、大臣の意気込みは了としたいと思えますけれども、しかし現実問題として、うみを出し切れないうま、ちょっとしたうみだけで、どんどん後でまた出てくるということばかり繰り返しているということで、本当はそこ自体、本当問われるべきことだと思っています。

これはまた次の国会にも引き継がざるを得ないことだと思えますからあれですが、ただ一つ——それじゃ、どうぞ。

○国務大臣（尾辻秀久君） はっきり申し上げておきたいと思えます。私は自らの責任を回避するつもりは全くありません。これはもう重ねて申し上げておきます。したがって、分かった分はどんどん出します。そして、最後に出したもので万が一の誤りがあれば、先ほどお答えしたとおりであります。

どうぞ、途中で出しておるものについて、それは不十分で、なかったり、いろんな場面があると思えますけれども、そこのところだけは御理解をいただきますように。そうでありませんと途中で出せなくなりますから。そこは、途中のものですと言ってお出ししたものは是非そう御理解いただきますように、このことだけお願いを申し上げておきたいと存じます。

○辻泰弘君 分かったものは全部出しますと。そして、大臣がおっしゃるのはそこは正しいし、大臣の姿勢としては私は了とします。ただ、要は分かったものという、その分かるかどうかのその部分の問題であって、それは大臣がおやりになる場所じゃないというか、事務方がやる世界ですよ。だから、その部分のことですから、大臣の責ではない部分に当たるわけなんです。だから、それはそちらの事務方の部分が本当大丈夫なのかということで、それは大臣のお立場でなかなかできない部分もあるのかもしれない、そのことが問われるという意味合いでございます、はい。

それで、一つプールの問題がやっぱり大事だと思うんですけども、その根底にあるやっぱりタクシー代とかっていうやつですね。だから、このことについて、タクシー代というのはそもそも予算でどうなっているのか。指摘によると、実は予算付けているのの何十倍も結局支出しているんだという、こういう会計的にいい加減だということも伝えられているわけなんです。ですから、その使用規定とか使用状況、このことを簡単にいいですからお聞かせください。

○政府参考人（鈴木直和君） タクシー代というお話でございますが、予算上、通常の勤務で必要になる分につきまして深夜勤務者交通費として予算を計上しております。また、こうした場合以外でも、業務の必要上、どうしても終電車が終わってしまっただけのためにタクシー代を使わざるを得ないという場合に、各部局で庁費で対応しているというのが現状でございます。

使用規定につきましては、現在、明文で定めたものはございません。ただ、使用に際しましては、各課室ごとの庶務担当係長、これを管理者として定めまして、勤務が深夜に及んだ場合等について、必要な場合にだけ使用を認めることにしております。そういったことで、安易に使用されないよう適正に管理をしているところでございます。

使用実績でございますが、平成十五年度で約七億円でございます。

○辻泰弘君 七億円というのは、予算とその実績との対応はどういうことですか。

○政府参考人（鈴木直和君） 予算額につきましては平成十五年度は約五千八百万円、

で、実際の使用料が約七億円という実態でございます。

○辻泰弘君 非常に分からない世界がまた見えたという感じがしますけれども、五千八百万円で予算したのが七億使ったということなんですね。

それは、私はタクシー代が必要だという部分はそれはあり得ると思うんで、そのことはあれなんです、予算でどうなっているのかという、だからそこに非常にグレーな部分がやっぱり存在しているというふうに思わざるを得ないわけですね。大臣にも、私は、予算、そういうものは、経費はしっかり付けることもやっぱり抜本改革の一つだというふうに申し上げましたけれども、この問題は、今初めて数字を出していただいたんで、引き続きウオッチさせていただく、注視させていただくということで、ここの場では一応終わらせておきたいと思います。

それから次に、日歯連の関係のことがございました。

その日歯連の関係で処分が行われたわけですが、その処分について、元局長の方の場合は職名だけであって氏名は出さないということで対応された、そのことについて私申し上げたところ、大臣は、よく聞いてみてしかるべく対応いたしますと、こういうふうに御答弁をされております。このことについてはこのままで終わるんですか、それとも何か別の形をお考えなんでしょうか。

○国務大臣（尾辻秀久君） このことについては改めて調べてみました。

そこで、まず、なぜ官名だけでお答えしたかということにつきましては、国家公務員倫理審査会事務局長から、国家公務員倫理法又は同法に基づく命令に違反した場合の懲戒処分の公表指針についてというものが出されておまして、処分量定及び処分年月日並びに所属、役職段階等の被処分者の属性に関する情報を、個人が識別されない内容のものとするを基本として公表するものとする、こういうものがあるものですから、そのようにしたようでございます。ただし、個別の事案に関し、当該事案の社会的影響、被処分者の職責等を勘案して、別途の扱いをすべき場合もあると、このようになっておりますので、この場合は公表すべきものと私どもは判断をいたしておりました。

そこで、機会があれば公表しようと思っておりましたけれども、お尋ねですから、今日この機会に公表させていただきたいと思えます。すなわち、二人の局長は、元保険局長辻哲夫、元医政局長篠崎英夫、この両名でございます。

○辻泰弘君 社会的影響あるいは事案の重要性ということの一つの基準とされておりましたので、私は、前も言いましたように個人に恨みはございませんけれども、しかし、処分をされたということであるならば、当然に出されてしかるべきだと、このように思っておりましたが、今お答えをいただいたということは、一つそのことについては区切りが付いたと思います。

それで、もう一つ、別件でございますけれども、これも実は坂口厚生労働大臣時代からの一つの大きな懸案で、坂口前大臣が辞任をされる前にひとつ区切りを付けておこうということでおっしゃったことだろうと思うんですが、ただ、それが公的な形になっていないと私は思いますので、委員会で簡単に御説明だけいただいていたんです。それは、医薬品副作用被害救済制度のことについてですね、制度創設前の健康被害者への対応方針、このことについて、簡単で結構ですが、どういうお取組なされるか、御説明ください。

○政府参考人（阿曾沼慎司君） お尋ねの医薬品の副作用被害救済の問題でございますけれども、昭和五十五年の制度創設の前に重篤な健康被害を受けられた方について、救

済すべきではないかという御意見がございました。当委員会でも議論になりました。ただ、医薬品副作用被害救済制度と申しますのは、将来に向かって、発生した被害の救済に備えるという保険原理に基づく制度でございまして、制度創設前の被害者に対して遡及適用するというのは大変困難であるという事情がございました。

そこで、いろんな角度から検討をいたしまして、救済給付の制度とは別に、現在あります独立行政法人の医薬品医療機器総合機構で行っております保健福祉事業というのがございますが、その保健福祉事業の中で、らい症候群あるいは重度のSJSなどの重篤な健康被害のうち希少なものにつきましては、実態把握あるいは研究の正確を期するために、制度創設前の症例についても調査研究の対象にしてはどうかということで、機構の方に検討をお願いいたしました。既に機構の方で検討委員会、被害実態検討委員会を立ち上げておまして、十七年度中にも、その重篤かつ希少な制度創設前の健康被害者も含めまして実態の調査を行う、それから十八年度には、実態把握結果を基にいたしまして、その重篤かつ希少な健康被害者のQOLの向上あるいは必要なサービス提供のための調査研究事業を実施するという方向で検討が行われております。

なお、この調査研究については、制度創設前の被害者につきましても調査研究への協力に対する謝金という形で支給をいたしたいということで検討を進めていただいております。

○辻泰弘君 この問題も、三年ぐらい前からございましたか、超党派的な取組で、私も中に入らせていただいたときもございませうけれども、これも一つの答えが出たという意味で、一つ前進したことだと思っております。

さて、もう一つ、恐縮ですけれども、混合診療のことです。混合診療のことで一点ちょっと、今まで、大臣、大分認識を共有できるようになってきたと思っておりますが、一つだけ。まだ認可されていない新薬、このことについて手を挙げていいんじゃないかとおっしゃっていて、そのことは変わらないとおっしゃっているわけなんです。だから、その認可されていない新薬、この部分はどういうふうに対処していかれるお考えなのか、このことだけ簡単にお願ひしたいと思います。

○国務大臣（尾辻秀久君） 混合診療の基本的な考え方はもう既に申し上げておりますし、御理解いただいております。

そうした中で、ただ私は、総理の御指示もあるわけでもありますが、できるだけ範囲を、特定療養費制度でやっておりますそうしたものの範囲を広げていきたい、こういうふうには考えておるところでございます。そうした中でその薬の話もいたしました。

薬のことについて改めて申し上げておきたいと思っております。

まず、薬全般で申し上げますと、有効性、安全性の確認を行うことが重要であると、こういう認識は当然いたしております。それから、まず現行におきまして、国内未承認薬については、特定療養費制度の枠組みの中で患者は基礎的部分について保険給付を受けながら当該医薬品を使用した診療を受けることが可能になっておると、これも御案内のとおりであります。

そこで、私がお答え申し上げましたときといいますか、記者会見でそのことを言ったわけでありませうけれども、このときにまあ私の念頭にありましたのは、がんの患者の皆さん方のいろんなお訴えもあったという、そのことがございましたので、実はそのことでもありましたので、このことにちょっと触れさせていただきたいと思っておりますが、例えば抗がん剤について、過去一年間に患者団体から使用の要望があったものは六種類でございまして、必ずしもそういう意味で多いとは考えておりませんが、このうち、現在特定療養費の枠組みで対応できていない三種類についても治験の特定療養費制度の活用に



より対応を可能にできるものと考えておりますけれども、この辺の扱いが微妙でありますし解釈もいろいろありますので、治験の在り方について今後検討をしていくこととされております。

いずれにいたしましても、こうした議論の中で、新薬というちょっと漠とした表現にいたしましたけれども、今後のことを考えていきたい、こういうふうに申し上げたつもりでございます。

○辻泰弘君　そうすると、基本的に今の特定療養費制度の中の選定療養、今のその選定療養の中とは必ずしも限らないかもしれませんが、見直しをされて、拡充とかそういうことがあるかもしれませんが、しかし、今の基本的な特定療養費制度のそういった枠組み、それがそのままのネーミングでいかれるかどうか分かりませんが、そういったところの中に収める形を考えているんだと、こういうことなんですね。

○国務大臣（尾辻秀久君）　そのところが微妙なことでありますが、今議論しておりますから、私が申し上げたのは、今言っていたような御理解でも構わないといえますか、違いはないと言ってもいいんですが、今後の議論の中でちょっと微妙な話になってくるなというふうには考えております。率直に申し上げました。

○辻泰弘君　まあ、いつも大臣、ポジティブリストということでおっしゃるわけですが、基本的には原則規制、例外自由と、こういう基本方針の中で考えるという理解でよろしいですね、原則規制、例外自由。

○国務大臣（尾辻秀久君）　私がいつもポジティブリストと申し上げておるのは、これはいいですよという、やっぱりそういう例示でなきゃいけない。そういう意味で、原則禁止だといえばそのとおりであるかもしれませんが、要するにいいものをリストアップしていく、その幅を広げる、それからまた、それに持ち込むスピードアップをする、こんなことが大事なんだろうなと今私は認識をいたしております。

○辻泰弘君　まあ、これもここで議論するわけじゃないですけども、国民の福祉あるいは医療というものについてかかわる重要な部分ですから、私は、基本的には原則規制、例外自由というのは基本原則であるべきだと思いますし、そのことは共通していると思いますけれども、ただ、総理なりあるいは竹中大臣が経済財政諮問会議などで、大臣の御説明が納得できないと、説得的じゃないと、おかしいんじゃないかというふうな発言をされているわけですね、総理も、竹中大臣もですね。だから、どうかその点はしっかりと理論武装をしていただいて、しっかりと説得をしていただいて、その辺の基本の部分の誤りなきを期していただきたい、そのことを申し上げておきたいと思いますが、その点について決意だけ一言お願いします。

○国務大臣（尾辻秀久君）　この議論は、私は、余り具体的な議論でなくて、これまた率直に申し上げますが、やや観念的な議論が続いているような気がします。もういきなり解禁賛成か解禁反対か。これまた率直に申し上げるんですが、双方言っていることにそんなに違いはあるのかなとつい思ったりもするんですが、かなり収められるんじゃないかとも思うんですが、何かこう、もう最初から賛成か反対かみたいな議論が続いておるといような気がします。したがって、私が反対と言うと賛成側の皆さんがもうわあとおっしゃって、それをもって説得力がないと言われても、私としてはこれまた率直に申し上げると極めて不本意なところがあるのでありますが、議論だけはしっかりし

てまいります。

○辻泰弘君 是非しっかりと理論武装していただいて、無力だと前おっしゃっていましたが、無力でないと思いますけれども、まあこれができなかったら無力だと思っていただくことになるかもしれませんけれども、とにかく頑張っていたいただきたいと、このことを申し上げておきたいと思うわけであります。

それで、年金のことで入っていきたいと思いますけれども、その無年金の前に、無年金じゃない、年金の部分についてなんです。これも実は今国会で出たことで、大事なポイントなので確認しておきたいんです。

すなわち、前国会における年金法のことについての解釈にかかわることですけれども、保険料の上限一八・三％と所得代替率五〇％のことですね。これについて、この間大臣が山本委員とのやり取りの中でおっしゃったことが、要はその一八・三が大事であって、それを守るためには、給付は所得代替率四七とか四八にも下げることもあるし、支給開始年齢六十五を六十六、七、八と上げていくということもあると、こういったことについてはそのとおりだとおっしゃっているということで、その部分が、実は私は、法律の正確な解釈とは違うと私は思っているんです。

だから、そのことについて遠山さんも質問されたけれども、そのときも、必ずしも十分はっきりしていないと私は思っていて、申し訳ないんですが、そこを確認したいんです。一八・三と五〇の関係はどうかということです。

○国務大臣（尾辻秀久君） 先日お答え申し上げたことを重ねてお答えを申し上げたいと存じます。

まず、今回の年金改正は負担を基軸に考えました。したがって、法律の本則に規定されておるとおりに、負担がまず上限が決められておる、こういうことでございます。

その際に、上限を一八・三％という規定にいたしました。この一八・三％になぜしたかということをおっしゃるわけでございますが、昨年このことを議論いたしましたときの私どもの計算で、これは一八・三％というのはぎりぎり給付水準が五〇％を維持できると、こう判断したので一八・三％という上限にしたと、これがその当時の議論の率直なところでございます。

したがって、一方からいうと、なぜ一八・三％を上限にしたかというのは、給付水準五〇％を守りたいということがございまして、この強い思いがありますと、強い思いが込められておりますということも申し上げたところでございます。そして、まあ坂口大臣も五〇％を守りたいと再三言っておられますから、そういう意味において思いが同じでありますということも付け加えさせていただきました。

しかし、このところを法律に何と書いてあるかということ、法律の書きっぷりは、附則において、給付水準が五〇％を下回るが見込まれる場合には、「給付及び費用負担の在り方について検討を行い、所要の措置を講ずる」と、こういうふうに附則で規定をされております。

そこで、先日、山本委員からは、その五〇％を割るような事態になったらどうするんだと、こういうお尋ねでございましたから、それはその事態になるともう附則で決められておるとおりでございまして、「検討を行い、所要の措置を講ずる」ということになるわけでありまして、当然国会の中でも御論議いただくことになりまして、こうお答え申し上げ、さらに、個人的な意見をというお尋ねでございましたので、もし私その議論に参加することになれば、私はその思いを今も強く持っておりますから、その思いをというの、上限守るべしという思いを持っておりますから、保険料の上限を極力守っていくべきだということをお尋ねの意見として主張をいたしますということを申し上げ

げたところでございます。

以上、お答えをしたつもりでございます。

○辻泰弘君 私どもが、少なくとも私がこの場で聞く限りにおいて、こういうことについての見解は、大臣の個人の意見もあるかもしれませんが、私は厚生労働大臣としての見解を求めるのであって、個人としてのお考えというのが何か同等に出てくるというのは、私は基本的に違うと思っています。

それで、その今おっしゃったことについても、附則のところ、「比率が百分の五十を下回ることが見込まれる場合には」、「調整期間の終了について検討を行い、その結果に基づいて調整期間の終了その他の措置を講ずる」、その場合には、「給付及び費用負担の在り方について検討を行い、所要の措置を講ずる」と、こうなっているわけですから、ですからこれは実は何も一八・三が固定だということではないわけですね。まず、一八・三の規定だって、その表でずっと一番最後一八・三になっていますけれども、そこでもう打ち止めですよと、今後あり得ませんとは書いてませんよね。だから、上限とは言えないわけですよ、はっきり。上限といたって、ここの法律の中では一番上限ですよ。

だから、私は法律の解釈として、少なくとも結果として出てきた法律がすべてなわけで、そのことについての有権的な解釈を語るべきが大臣の立場なわけですから、私はここは、大臣の説明は私は根本的におかしいと思っていますけれども、内容的にもおかしいと思っていますよ。

すなわち、これは一八・三ということも含めて、料率を上げるかもしれないし給付を下げるかもしれない。それはとにかく、百分の五十を下回ることが見込まれたときには、マクロ経済スライド調整をストップするということの検討をして、それに伴って給付と負担、そのときに給付と負担どちらも検討するんだよということを言っているんであって、一八・三は固定で給付の方だけ下げますという見解じゃないはずですよ。そのこともはっきりさせてください。

○国務大臣（尾辻秀久君） まず申し上げますが、あのとき山本委員は、あくまでも個人的な意見でと、こうおっしゃったんで、そういうお求めに応じて私としてはあえて個人的な意見を申し上げたつもりでございます。是非そのところは御理解をいただきたいと、こういうふうに思います。

そこで、まず申し上げますけれども、本則で上限を定めておる、このことは極めて重いと思っております。したがって、私はそのところを強調させていただいて、私どもは法律に基づいて仕事をする立場でございますけれども、本則に書いてあることは極めて重い、そしてそこに上限基軸というふうになっておるということをまず申し上げたところでございます。

あと、附則の部分に書いてある部分については、申し上げたとおりでございますし、また委員もお話しのとおりでありますから、この場で触れてお答えはいたしません。

○辻泰弘君 本則で上限と言うんですけれども、何年から何年まではどういう率だと、こういう表になっているわけですね。恐らく今までも書きぶりは同じだったと思うんです。ですから、事後的に、後で振り返ってみれば上がってきたということがあられるわけです。私は、何もこれは上げろと言っているんじゃないですよ。ただ、法律の解釈として、大臣は本則で上限を設けたとおっしゃっていますが、これ以上上げないという規定になっていますか、年金局長。

○政府参考人（渡辺芳樹君） 今条文を手元に持たずに申し上げますけれども、従来の

年金法の保険料率の規定は、現時点で当てはめる保険料率を規定し、その後の条項で将来については適切に設定すると、ただそれだけ規定しているというのが法律的な姿でございました。

今回は、将来にわたっての料率を本則で規定しておりますので、もちろん、法律でございますから、法律を改正してしまえば変わるだろうというのは別論だと思います。したがって、この本則は、二〇二三年度以降一八・三%、その上限ということを前提にしている本則規定であると理解をしております。

○辻泰弘君 規定ぶりが変わったということは理解しましたが、ただ、いずれにしてもこの附則での規定は、マクロ経済スライド調整をストップするという点について検討を行って、そのときに給付及び費用負担の在り方について検討しということですから、当然に一八・三、そのことを私はやれという立場にないですが、法律の解釈として一八・三の見直しもあるということであって、そのことは法律上そうだと私は理解していますが、大臣、どうですか。

○国務大臣（尾辻秀久君） ですから、法律が変わればどうなるかというふうにおっしゃると、それはもういかようにでも変わりますが、今のこの規定の中で、再三申し上げておりますように、私どもは考え方として、今度とにかく負担の上限を定めたい、そういう法律にしたいという思いを込めて作ったということ、こうした場、国民の皆さんに御説明を申し上げておるつもりでありまして、そここのところで誤りはないと考えております。

○辻泰弘君 今はその一八・三と五〇ですけれども、大臣の思いは一八・三にこだわりあるかもしれぬけど、法律上は、法律上は、マクロ経済スライド調整をやめるかどうかという、そういう局面のときに給付と負担の見直しを行うと、これが法律の素直な解釈だと私は思っているんです。

年金局長、それは違ってますか。

○政府参考人（渡辺芳樹君） 同様のことを申し上げているんだと思っておるんですけれども、この附則二項、三項に基づくそれぞれの措置は、特別の法律を国会に提出し御審議、御可決いただいたときに二項、三項が発動するものであるというふうに考えております。

そういう新しい特別の法律というものの内容については、おおよそ二十年後のその時点で、どのような内容になるかということ、議論の上、御提案申し上げるということでございます。

○辻泰弘君 その他の措置を講ずるとするのは、これ立法であると、こういうことに理解させていただきたいと思えます。一応それは方針としては理解しました。

じゃ、次に、年金のことで、無年金障害の方に入っていかなきゃなりませんので走っていきたく思いますけれども、まず、先ほど申し上げました、やっぱり議員立法になったという部分にかかわることなんですけれども、厚生労働省の事務方の方の方に聞いておきたいんですけれども、これ坂口前大臣が私案まで出されてやられたということだったわけです。そこまで熱を傾けられたにもかかわらず、政府提案で出せなかったということについてなんです。

大臣が、こういう発言が委員会でもございましてね、二〇〇二年の五月二十一日ですけども、大臣、坂口当時の大臣の発言です。年金局の方はうちの関係じゃございませ

んと、こう言うと。障害福祉部の方もそれはうちの方じゃございませんというふうに言う。私の言いますことがたらい回しになっていると、こういうふうな発言になっているわけなんです。

大臣が言われたこと、指示すらたらい回しになるという、これがやっぱり私は根本的に問われることだと思うんですけれどもね。時間はそんなにないですけど、このことをどう反省されるかというかな、どう受け止めておられるか、大臣にそう国会で言わしめた、そのことについて、厚生労働省、所見を求めたいと思います。

○政府参考人（渡辺芳樹君） 事務方から御答弁申し上げます。

前大臣をしてそのような御発言に至らしめた経緯を大変これは反省すべき、大変遺憾に思う事態であったと思います。事務方として、もう少し対応の仕方はなかったのかというふうに反省しているところでございます。

○辻泰弘君 同じようなことになりましてけれども、坂口大臣がおっしゃっていることで、これは年金法案のときの議論の中でもあったわけですがけれども、調査をするというやつですね。役所の方にも調査をするよう言ったけれども、調査の結果が出てきた、ただ、非常に数が少なかったと。数が少な過ぎる、全体像を把握するに至らない、もう少し全国的な調査をしてほしいと、こういうふうに言ったと。是非早く調査をしてもらいたいと、こう言ったと。しかし、どういうわけか、なかなかその結果が出てこなかったというのが今日に至る経緯でございますというのが、今年の三月の二十五日の厚生労働委員会における当時の坂口大臣の答弁なんです。

これも、その調査も、平成十五年八月に精神障害者に対する調査に上乘せする形でやられて、精神障害の方は有効回答数一万三千四百二十九件、身体障害者については有効回答数五百五十七件ということで、無年金障害の方についての調査と言うには全く値しないような調査しかされてこなかった。このことも、私は本当にどうなっているのというふうに思わざるを得ないんです。

この調査自体、なぜしっかりと大臣の指示もあったのになさらなかったんですか。

○政府参考人（渡辺芳樹君） 直接その調査に担当いたしました障害保健福祉部がおりませんもので、事務方代表してちょっと私の方から申し上げたいと思いますが、坂口私案の時点では、当時としては一番幅の広い調査であり、しっかりとしたものということで、身体障害者実態調査というものを使いました。ただ、抽出率が五百七十四分の一ということで、実回答数が約五千人。十分かという問題を抱えつつ、どのような調査ができるかということをお悩んでおったものと考えます。

先ほど担当の部長が申しあげましたように、障害福祉行政をしておる行政の現場には様々な情報はあつた。しかし、これを、じゃ国にどういふことで御協力いただいて提供いただけるか等々、個人のプライバシーにかかわる調査というものをどのように仕組むかというのはなかなか難しく、ずばり無年金障害者を名あてにした調査というのも設計が難しかったということと承知しておりますが、平成十四年度、十五年度に、もう少しその幅の広い新しいとらえ方で調査はできないのかということ、先ほども御答弁させていただきますような一定程度の把握が進んできておるといふようなことでございませぬ。

今後、本法案を契機に、またどういふような実態の把握の仕方が必要となつてくるか、またこの法律の施行の中でどういふような実態というものを把握していか、これから更に課題はあるといふふうにお考えしております。

○辻泰弘君 御答弁が、年金局長が答えられて、たらい回しにならなかったことは評価したいと思いますが、もう一つ、障害者基本計画、これが平成十四年十二月二十四日閣議決定されたんですが、この中で、このことについても、福祉的観点からの措置で対応することも含め、幅広い観点から検討するという閣議決定までされているながら、そしてこの間、渡辺さんも、その障害者基本計画の中にもそうした方向が出るような形で取りまとめいただいと、こういうふうなことをおっしゃっているわけです。

そうであるにもかかわらず、政府としての取組で答えが出せなかったと、このことはなぜなのかと、こういうことが根本的に問われるべきだと思うんですが、どうですか。

○政府参考人（渡辺芳樹君） なぜできなかったのかということの御答弁というのはなかなか、どう申し上げりゃよろしいかという点あるんでございますが、年金制度における取扱いというのが拠出制原則の下で大変困難であったという点が一点ございます。

それから、福祉的対応ということを言われましたときに、ではどのような福祉的対応があるのか。生活保護というわけではない。その方々の生活の実態というものを全部つまびらかにして対応するということが、年金の、無年金ということを大きな課題として考えておられる方々にとって本当に取組として正しい方向なのかというような御議論もあったと思います。その意味で、福祉的措置といっても、どのような道筋で整理をしていくかというのが大変難しかったものというふうに推察しております。

○辻泰弘君 できなかった説明は難しいとおっしゃいましたけれども、しかしやはり根本的に考えるべきだと思います。いずれにしても、政府が方針を持っていないながら答えが出せなかった、大臣が前向きに取り組まれたにもかかわらず、答えが政府として閣法で提出できなかったということは非常に根本的な問題だと私は思います。

ですから、年金局長ののりの中ではそういうふうな御答弁になるかもしれませんが、しかし厚生労働省全体がしっかりとそのことを受け止めて、これからそういう、BSEのときはむしろ農水省と一緒にやっていくということになって同じ名前の封筒を出したというのがありましたけれども、そういう精神で局を超えて取り組んでいく、答えを出していくと、そのことがやはり大事だと思いますから、そのことは強く求めておきたいと思います。

それで、尾辻大臣にお伺いしたいと思います。

私、実は、二年前の決算委員会ときにこの問題を坂口さんに聞いたときに、尾辻さんが財務の副大臣であられたわけです。その尾辻さんの答弁にこの無年金障害の問題についての答弁があって、実現は困難な問題だと、こういうふうに御答弁いただいているわけなんです。

このときの答弁の意味は、年金としては難しいが、福祉としてはあり得るということをおっしゃっているのかどうか、そのことをお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣（尾辻秀久君） お答えの前に、まず一つ訂正させていただきたいと思いません。

先ほど朝の記者会見でと申し上げましたけれども、夕方の記者会見で、次の予定が入っておりまして、焦って大変短時間で記者会見をいたしましたので舌足らずになったのかもしれないと、こういうふうに訂正させていただきたいと思いません。

改めて今の御質問でございますけれども、あのときに、私も思い出しておるんですが、御質問の趣旨が、年金制度で考えるのかどうか、どういうふうに言ったらいいんでしょうか、そのところの部分だけで御質問いただいたと、こういうふうに理解をしております。

ますので、我が国の年金制度は拠出に応じて給付を行うことを原則としており、年金制度の枠組みにおいて対応することは難しい問題がありましたという、そのこのところに限定してお答えをしたつもりでございました。

○辻泰弘君　ですから、私が最初に申し上げたように、年金では難しい、ですから福祉ではあり得るということを言外に込められた御答弁だったと、こういう理解でいいですか。

○国務大臣（尾辻秀久君）　申し上げておりますように、言外に込めるというよりも、そのお答えした部分だけでも絞って答弁させていただいたと、こういうものであったと当時のことを振り返って今思うわけでございます。

○辻泰弘君　こだわるわけじゃありませんけれども、年金としては困難だと、こういう御答弁だったと、こういうことですね。

○国務大臣（尾辻秀久君）　もう一回申し上げますが、我が国の年金制度は拠出に応じて給付を行うことを原則としており、年金制度の枠組みにおいて対応することは難しい問題がある、こういうふうにお答えしたところでございます。

○辻泰弘君　それで、提案者の方に恐縮ですがお伺いしたいんでございます。

この法律の九条に支給の制限ということがございまして、所得制限のことが出ているかと思うんですが、これは政令にゆだねられている部分があるわけですけども、どのようなルールにされるおつもりなのか、お答えいただきたいと思えます。

○衆議院議員（福島豊君）　お答えさせていただきます。

この本法案が成立しました後、政令により定められるということになっておりますが、提出者といたしまして、どういう考え方に基づいておるのかということだけ申し上げたいというふうに思えます。

まず、そもそも特別障害給付金、これは福祉的観点から支給するものでありまして、受給者本人の所得に応じて支給制限が必要であると、まずこれが前提となっております。ただ、その支給制限について具体的な基準、何を参考にしてこれを定めるべきかと。給付水準そのものも、様々なほかの手当と比較の上で私どもは最終的に決断をいたしました。現行の二十歳前の障害基礎年金の基準というものが一つは参酌される対象になるのではないかとこのように考えております。

○辻泰弘君　もう一つ、十六条で支給の調整という項目がございます。これも政令にゆだねている部分がございますけれども、全部又は一部を支給しないということも視野に入っているわけですが、その支給調整の仕方について、恐縮ですが、簡潔にお願いします。

○衆議院議員（福島豊君）　この点につきましても、特別障害給付金を受給することとなったときに、老齢基礎年金等の公的年金の受給権が途中で発生をすると、そういう場合には年金の支給を優先するということになる、そのように考えております。

ですから、これは金額によるわけでありまして、公的年金の受給額が特別障害給付金の支給額を上回る場合には特別障害給付金は全額が支給停止されるべきものと、そのように考えております。逆に、公的年金の受給額が特別障害給付金の支給額を下回る場合

には、年金額に相当する額が支給停止をされ、差額相当分が特別障害給付金として支給されるものと考えております。

いずれにしても、併給調整については、これは政令で定めるということになっておりますので、本法律案の趣旨を踏まえて政府において適切に対応していただきたいと考えております。

○辻泰弘君 確認ですが、その十六条の中に「老齢基礎年金その他政令で定める給付」と書いています。その他政令で定める給付というのはどういう考え方でしょうか。

○衆議院議員（福島豊君） 政令で定める給付としては、旧国民年金法及び旧厚生年金保険法に基づく老齢年金、また厚生年金保険法に基づく老齢厚生年金などを想定をいたしております。

○辻泰弘君 時間がなくなってまいりましたが、会計検査院にも来ていただいています。会計検査院にはなぜ来ていただいたかという、無年金者の数字を出していただいたと。四十万弱という数字でしたけれども、これがきっかけとなってやはり厚生労働省も出してきたということがあって、その三十九万についての内容にはいろいろ数字的には限界があるんだということを厚生労働省は言っていますけれども、やはり出していただいたことは意味があると思っています。

会計検査院に、時間がないので恐縮なんですけれども、何の資料を基にやられたかと、この点についてだけ教えてください。

○説明員（増田峯明君） お答え申し上げます。

私ども、本年は国民年金事業についての検査を集中的にやったわけですけれども、その検査の過程におきまして、社会保険庁で納付督励等の業務の際に、その対象者の抽出に利用している受給資格判別区分のデータというものがあつたということが分かりましたものですから、これを基に調査した結果を検査報告に掲記したものでございます。

○辻泰弘君 厚生労働省は、六十五歳以上の方についての調査といいますか統計を、前提を置いて出されたというのを拝見しております、そのこと自体悪いわけじゃないんですけれども、しかし六十五歳未満の方も当然あり得るわけで、このままいけば無年金になってしまうよということの一つの前提を置けばあり得るわけで、それはやはり出して、それなりにそのことについてどう対応するかということがあつてしかるべきだけれども、今日、会計検査院が出すまでそういうことについて全く積極的に取り組まず、公表してこなかったということはやはり問題だと言わざるを得ないと思うんです。

そのことについて大臣は、既に調査をして、データに基づいて調査して公表する方向でしたいとおっしゃっていますけれども、そのことについてどういうことでやられていくか、簡潔にお取り組み方針をお願いしたい。

○政府参考人（青柳親房君） 国民年金の受給権を確保できないおそれがある方、無年金者とか申し上げるのが適切かどうかよく分かりませんが、こういう方々の実態につきましても、正直申し上げます、社会保険庁で管理しております被保険者の記録に様々な限界なり制約がございます。また、個々人の状況、総数で数がどのくらいあるかというのはいろんな推計の仕方では把握することはできますが、一人一人の方の状況がどうなっているかということ特定していかなければなりませんし、そのための言わば前提条件を、言わば機械上、システムにどのように定義をして調べさせるかと、こういっ



たことについても技術的に整理をしなきゃいけない問題がある、こういった事情がこれまで確たる数字をお示しできなかったこと背景にあるというふうにまずは御理解いただきたいと思います。

しかしながら、ただいまのお尋ねの中でもございましたように、今後はこれらのデータについてもきちんと調査をいたしまして、国民にいたずらに不安や誤解を与えることがないような形で公表するというふうに大臣もおっしゃっておられますので、私どももその方向で一生懸命努力をさせていただきたいと考えております。

○辻泰弘君 時間が限られてまいりましたけれども、会計検査院には一つ申し上げておきたいと思うんですが、会計検査院の決算検査報告が非常に、私もかなり見せていただきましたけれども、非常に見づらいと言ったら恐縮なんですけれども、それはなぜかという、見出しも同じ大きさのポイントになっていまして、非常に見にくいというのが正直なところでございますので、やはりそれを見てしっかりと取り組むということがあるわけですから、是非、決算検査報告の印刷のありようについて、その点についても大事なポイントだと思いますので、お取り組みいただきますように御要請申し上げておきたいと思います。

それで、最後の質問になると思うんですけれども、この無年金障害者のことについては、当然のことながら在日外国人を入れるという私どもの主張もございましたし、在日外国人の高齢者の無年金の方に対する対応も求めたところでございますけれども、附帯決議でも衆議院であり、また今日、参議院でもその附帯決議の趣旨が出てくるんじゃないかと思っておりますけれども、私といたしましては、やはり少なくとも、学生、主婦とは当時は違ったといえども、今はいずれも強制加入の対象となっている在日外国人の方々に対する措置というのは同等であるべきだと、このように私は思っておりますし、また、高齢になった在日外国人の無年金の方々の切実な要望というものをしっかりと受け止めるべきだと、このように思っておるわけでございますが、このことについて、これは政府は講ずべきだと、こういう附帯決議に衆議院もなっておりますし、参議院も恐らくそういう形で御可決いただけたらと思っておりますが、そのことについてのお取り組みについての決意を大臣にお伺いしたいと思っております。

○国務大臣（尾辻秀久君） 在日外国人の無年金障害者の方々につきましては、今お話しのとおり、附則の検討規定もございますので、その趣旨を踏まえつつ、政府といたしましても今後の対応を検討してまいりたいと考えております。

○辻泰弘君 その他、質問を予定させていただいておりましたけれども、時間が参りましたので、これで私の質問を終わらせていただきます。